

## 「海業の推進に取り組む地区」 公募要領

### 1. 目的

近年、漁村の人口減少や高齢化、漁獲量の低迷に伴う漁業所得の減少等により地域の活力が低下する中、海や漁村に関する地域資源と漁港を最大限に活用した「海業」等の取組を推進するため、令和4年3月に閣議決定された漁港漁場整備長期計画（令和4年度～令和8年度）では、重点課題として「『海業<sup>1</sup>』振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上」、その成果目標として「漁港における新たな海業等の取組をおおむね500件展開」が掲げられたところです。

このような背景を踏まえ、漁業の根拠地である漁港について、その有する価値や魅力を活かし、「海業」を推進し、水産物消費の増進や交流人口の拡大を図るため、「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和5年法律第34号）」（以下「改正法」という。）において、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）を改正し、「漁港施設等活用事業<sup>2</sup>」を創設しました。また、水産庁では、海業の取組を推進するため、関係15省庁等の協力の下、これから海業に取り組む民間企業や個人の方、海業を推進する地方公共団体等の参考となるよう、海業に取り組む際に関連する施策をとりまとめた「海業支援パッケージ」（令和6年度版）を令和6年4月に更新したところです。さらに海業の全国的な展開に向け、漁港施設等活用事業の活用を図るとともに、海業の立ち上げに必要な実証調査やモデルづくり、地域において漁業者等が海業に一步を踏み出すための取組が行えるよう、新たな支援制度を令和6年度補正予算で措置しているところです。また、令和7年度当初予算においても、引き続き支援制度を検討しているところです。このことにより、実証的に海業の計画策定に取り組む地区の支援については、新たな支援制度の元、実施していくこととしています。

昨年度、水産庁では、海業の取組を積極的に推進するため、海業の推進に取り組む地区を募集し、水産庁ホームページ等で公表しました。今年度においても、引き続き海業の取組がより一層推進されるよう、海業の推進に取り組む地区を募集することとします。

※海業の推進（水産庁ホームページ）

### 4. 「海業の推進に取り組む地区」について

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/keikaku/230718.html>

---

<sup>1</sup> 海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業

<sup>2</sup> 漁業根拠地としての漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の有効活用を図ることにより、当該漁港に係る水産業の健全な発展及び水産物の供給の安定に寄与する水産物の消費の増進に関する事業又は漁港の存する地域と他の地域との間の交流の促進に関する事業（改正法による改正後の漁港漁場整備法第4条の2）

## 2. 「海業の推進に取り組む地区」について

提出いただいた地区のうち、以下に該当するものについては、「海業の推進に取り組む地区」として、海業の取組計画を水産庁ホームページ等で公表させていただき、当該取組を積極的に推進するとともに、今後海業に取り組もうとする他の地区の参考とさせていただきます。「海業の推進に取り組む地区」に対しましては、水産庁から、必要に応じて、個別に助言や海業の推進に関する情報提供等を行います。公表に当たっては、取組概要の作成をお願いすることになりますのでご承知おきください。

- ・水産業の健全な発展及び水産物の供給の安定化に寄与し、地区の水産物の消費増進や他の地域との交流の促進により、地域の賑わいや所得・雇用の創出が期待されるもの
- ・海や漁村の地域資源や魅力を活かしたもの
- ・取組実施に当たり、当該地域の漁業者・水産業協同組合、漁港管理者等関係者の間で協力関係が構築されているもの
- ・地域内での経済波及効果が期待されるもの（特定の者のみが利益を上げる取組でないこと）
- ・おおむね2年以内に取組を開始するもの

## 3. 応募について

### (1) 応募主体

応募主体は、次のいずれかの者とします。

- (ア) 漁港管理者（地方公共団体）
- (イ) (ア) 以外の地方公共団体
- (ウ) 水産業協同組合
- (エ) 民間事業者（任意団体含む）

なお、応募に当たっては、上記2. 記載のとおり、地域の漁業者・水産業協同組合、漁港管理者等関係者の間で協力関係が構築されている必要があります。応募の際には、計画書に協力体制について記載してください。申請段階で協力関係が構築されていない取組は、対象外となります。

### (2) 対象とする取組

対象とする取組内容を明確にするため、以下の分類のどれに該当するか選んでいただくようお願いいたします（(ア) から (オ) の複数の取組を合わせて行う場合を含む）。

- (ア) 渚泊・体験・観光関係

（取組例）

- ・漁港周辺における渚泊、ゲストハウス、グランピング等の宿泊事業
- ・漁港を拠点とした漁業・養殖体験、水産加工体験、漁村の歴史や文化等を活

用した漁村体験プログラムの実施

- ・産地市場の見学プログラムの実施
- ・漁港周辺の自然環境を活用した観光プログラムの実施
- ・漁港を離発着する観光船や漁船クルージングの運航
- ・漁港周辺における修学旅行、臨海学校等の教育旅行の受入れ
- ・地元水産物を使った料理教室の開催
- ・漁港周辺のロケーションを活かしたワーケーションの受入れ
- ・クルーズ船寄港時の歓迎イベントの開催（毎年開催）

(イ) 釣り・マリンレジャー

(取組例)

- ・漁港におけるプレジャーボートやヨット等の受入れ
- ・ダイビング等マリンレジャーやマリンスポーツの受入れや運営
- ・防波堤の釣り利用への開放や釣り用生け簀の設置
- ・静穏水域を活かした親水ゾーンの設置・活用

(ウ) 飲食・販売・加工関係

(取組例)

- ・地元の漁港で陸揚げされた水産物の直接販売（店舗は常設でも非常設でも可。直売所の開設、朝市の開催など）
- ・地元の漁港で陸揚げされた水産物を使った飲食事業（店舗は常設でも非常設でも可。漁港内のレストラン、回転寿司、食堂、屋台など）
- ・漁港におけるみなと祭りの開催（毎年開催）
- ・直売所やレストランなどの海業に関連した施設に出荷するための地元水産物を使った加工品開発・製造

(エ) 漁港を利用した増養殖関係

(取組例)

- ・漁港の水域における水産資源の増殖を目的とした行為（藻場整備、種苗放流（対象種は漁港付近に着定する種）等）
- ・漁港の静穏水域を活用した養殖（教育、試験研究目的の活動も含む）
- ・漁港用地に水槽を設置して行う陸上養殖、種苗生産
- ・藻場再生によるブルーカーボン創出

(オ) その他

(取組例)

- ・地域のにぎわいや所得向上、雇用創出に資する取組

なお、取組の主な活動範囲は漁港区域内としていますが、漁港区域外にある施設や団体と連携して活動を行う場合も対象となりますので、その際には、それを明らかにするようにお願いします。

### (3) 活用推進計画の策定の状況

対象とする取組について、漁港を活用して推進しようとする場合は、漁港及び漁場の整備等に関する法律第41条第1項に規定される活用推進計画の策定状況（予定の有無を含めて）について記載してください。

## 4. 地区の公表について

### (1) 件数

「海業の推進に取り組む地区」につきましても、地区数の上限を設けていません。

### (2) 公表通知

「海業の推進に取り組む地区」については、令和7年3月を目途に応募者に対して通知するとともに、水産庁ホームページ等にて公表する予定です。「海業の推進に取り組む地区」の水産庁ホームページ等での紹介に当たっては、取組概要（様式2）の作成をお願いすることになりますのでご承知おきください。

## 5. 応募方法

### (1) 応募書類

下記①及び②により、(2)の提出先へ提出してください。

#### ①応募書類

- ・海業取組計画書（様式1）

※取組概要（様式2）については、可能であれば応募時に添付をお願いします。

#### ②提出方法

- ・電子メール又は郵送

### (2) 提出先

水産庁 漁港漁場整備部 計画・海業政策課 海業企画班

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

電子メール takahito\_narita620@maff.go.jp（成田）

chie\_miyazono050@maff.go.jp（宮園）

（2名のアドレスに送付をお願いいたします）

### (3) 応募期間

令和6年12月20日（金）から令和7年2月21日（金）17:00（必着）

### (4) 問い合わせ先

水産庁 漁港漁場整備部 計画・海業政策課 海業企画班

担当 成田、宮園

電話 03-6744-2407